

## ○一関工業高等専門学校教務委員会ICT活用教育部会規則

(平成25年3月29日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校教務委員会規則第7条第1項の規定に基づき、ICT活用教育部会(以下「部会」という。)を置く。

2 この規則において、ICTとは情報通信に関する技術をいう。

(任務)

第2条 部会は、教務委員会の指示によりICTを活用した教育方法に関する事項について検討を行う。

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教務主事補 1名
- 二 教務主事が指名する教員 若干名

(任期)

第4条 前条第二号に掲げる委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、教務主事補をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、部会長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、検討結果等について教務委員会に報告するものとする。

(事務)

第8条 部会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。